

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年5月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段: 輸入基準数量	上段: 輸入数量	差 分
		下段: 協定対象外輸入基準数量	下段: 協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	0 トン	102 トン
		102 トン	0 トン	102 トン
3	クリーム	62 トン	4 トン	58 トン
		53 トン	4 トン	49 トン
4	粉乳類	51,114 トン	1,726 トン	49,388 トン
		48,333 トン	1,083 トン	47,250 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	74 トン	1,495 トン
		1,569 トン	74 トン	1,495 トン
6	加糖れん乳	206 トン	4 トン	202 トン
		187 トン	4 トン	183 トン
7	ヨーグルト	11 トン	4 トン	7 トン
		11 トン	4 トン	7 トン
8	バターミルク	17 トン	1 トン	16 トン
		17 トン	1 トン	16 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	4,626 トン	52,932 トン
		48,997 トン	3,382 トン	45,615 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	563 トン	11,521 トン
		7,453 トン	236 トン	7,217 トン
11	バター	16,731 トン	2,838 トン	13,893 トン
		14,046 トン	2,370 トン	11,676 トン
12	豆類	81,156 トン	11,966 トン	69,190 トン
		38,771 トン	5,184 トン	33,587 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	845,475 トン	4,851,986 トン
		5,310,622 トン	775,457 トン	4,535,165 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	210,546 トン	1,132,353 トン
		251,859 トン	41,225 トン	210,634 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	57,749 トン	814,103 トン
		871,852 トン	57,749 トン	814,103 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	282 トン	3,749 トン
		3,933 トン	282 トン	3,651 トン
16	ばれいしよでん粉	27,062 トン	1,458 トン	25,604 トン
		26,794 トン	1,458 トン	25,336 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	25,028 トン	137,570 トン
		162,186 トン	23,634 トン	138,552 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	3,618 トン	15,635 トン
		1,638 トン	3,618 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	149 トン	1,387 トン
		1,491 トン	149 トン	1,342 トン
20	イヌリン	3,015 トン	298 トン	2,717 トン
		67 トン	3 トン	64 トン
21	落花生	44,537 トン	5,194 トン	39,343 トン
		27,828 トン	3,008 トン	24,820 トン
22	こんにやく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	6 トン	9,499 トン
		3,551 トン	6 トン	3,545 トン
24	でん粉調製品	332 トン	210 トン	122 トン
		320 トン	116 トン	204 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	4 トン	4,844 トン
		2,158 トン	4 トン	2,154 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	38 トン	17,796 トン
		2,181 トン	31 トン	2,150 トン
28	繭	3.3 トン	0.0 トン	3.3 トン
		3.3 トン	0.0 トン	3.3 トン
29	生糸	229 トン	28 トン	201 トン
		229 トン	28 トン	201 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。